

気付きのチェックポイント



- 宅配便や郵便物がひんぱんに届く
- 見慣れない人がよく出入りしている
- 見慣れない段ボールや商品が部屋に置かれている
- ひんぱんに金融機関に通っている
- ひんぱんに電話がかかってくる
- 急に節約やアルバイトを始めた
- 電話が切れなくて困っている
- 羽振りのいい話が増えた
- スマートフォンを見て、そわそわしたり、慌てている
- 隠し事が増えた
- なかなか言い出せずに困っている様子がある

自分がだまされていることに気づかなかったり、「被害にあったことを知られると恥ずかしい」「怒られるかもしれない」と思い、被害を認めなかったり、被害を隠したりすることもあります。繰り返し同じようなトラブルにあうケースも多いため、周囲の方の「気付き」が重要です。

困ったときの、強い味方

— 物を買ったり、さそわれたりして困ったとき —

◆ **消費者ホットライン** **局番なし 188**

・お近くの消費生活相談窓口につながります

— 生活する中での不安や悩みがあるとき —

◆ **障害者ほっとライン** **TEL.078-230-9545**

・受付時間 9:00～16:30 (土、日、年末年始は休み) **FAX.078-230-9553**

— 弁護士に相談したいとき —

◆ **高齢者・障害者のための** **TEL.078-362-0074**

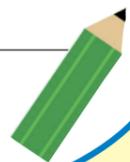
弁護士電話法律相談 **FAX.078-362-0084**

・受付時間 毎週火・木曜日 13:00～16:00

あなたの身近な相談者はだれですか？

なまえ
名前

でんわばんごう
電話番号



発行：兵庫県消費生活課
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10-1
TEL.078-341-7711 (内線2783)
FAX.078-362-4022



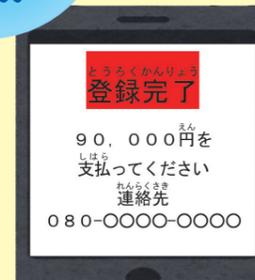
01企P2-081A3

こんなとき あなたならどうする？

消費者トラブルにまきこまれて困ったとき、迷ったとき、
どうすればいいのが、クイズで考えてみましょう！

トラブル！
ワンクリック
詐欺

スマートフォンで「無料」の動画を見ようと思ったら…



「無料」とかいてあったのに、
クリックしたら「お金を払って」
の画面になった！



お金を払う

気をつけよう！

- 画面にかいてある番号に電話をしない
- 名前や住所を相手に言わない
- お金を払う約束はしていないので、
お金を払う必要はありません



なにもしない



✓ 支援者の方へ

- 携帯電話やスマートフォンを見て悩んでいるときは、何かしらのトラブルに巻き込まれているかもしれません。
- 「登録完了」と表示されても契約は成立していません。すぐに業者に連絡したり、お金を払ったりせずに、**消費者ホットライン188 (消費生活相談窓口)**に相談するよう勧めてください。
- 慌てて業者へ連絡を取ると、個人情報を知らせることになります。「退会はこちら」などのボタンがあっても、決して押さないように伝えてください。
- しつこく表示される請求画面を削除するには(独)情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

情報処理推進機構セキュリティセンター

検索

トラブル2
マルチ商法

先輩から商品を買うよう言われた…



他の人に紹介したら
お金がもらえるよ



必要ないものだけど
先輩の勧めだし、断りにくいな



か 買う

- 売れない商品を抱え込んだり、
親しい人や仲間とトラブルになる可能性が
あります
- 親しい人や仲間からの誘いでも、
必要のないものはきっぱり断わる!



か 買わない

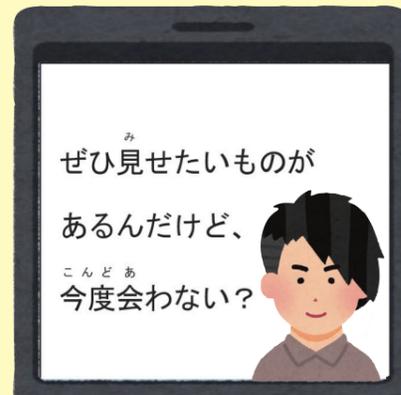


✓ 支援者の方へ

- マルチ商法は、同じ障害がある方同士の仲間意識を巧みに利用して勧誘されることが多いです。いつもと違う様子に気づいたら、さりげなく声をかけて話を聞きましょう。
- マルチ商法の場合、契約書面を受取った日から20日以内であればクーリング・オフができます。また、期間を過ぎていても商品の返品ができることがあります。諦めずに、トラブルに気づいたらすぐに消費者ホットライン188(消費生活相談窓口)に相談するよう勧めてください。
- 2022年4月から18歳で成年となり、18歳・19歳の方は未成年者取消権を行使することができなくなります。悪質業者の新たなターゲットになる可能性が高いため、より一層の注意が必要です。

トラブル3
SNS
トラブル

SNSなどで知り合った人からメールが…

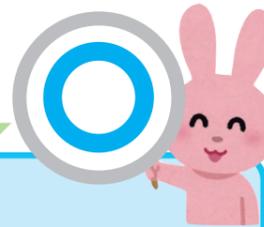


よさそうな人だし、
会ってもいいのかな?



あ 会ってみる

- 高い商品を買わされたり、
マルチ商法に勧誘されたり、
トラブルにあうかもしれません
- 相手がSNSに書き込んだ情報は
嘘の場合があります



あ 会わない



✓ 支援者の方へ

- SNSを通じて知り合った人から高額な商品を購入させられたり、マルチ商法や儲け話の勧誘をされてトラブルになっています。「人を信じやすい」「疑うことを知らない」という方は、恋愛感情を利用されたり、繰り返しいつようなトラブルに遭う危険があります。
- 契約をしてしまった後でも解約できる場合があります。消費者ホットライン188(消費生活相談窓口)に相談してください。
- SNS等への氏名や障害者手帳等の個人情報の掲載はトラブルに巻き込まれる原因になります。SNS等への個人情報の公開には、細心の注意を払うよう伝えてください。